

埋設物標識シート設置要領

1 目的

この要領は、「埋設物標識シート」を布設することにより、掘削作業における水道管等地下埋設物の損傷ならびに切断事故等を未然に防止することを目的とする。

2 適用範囲

この要領は、すべての水道布設管路と掘削工事により露出する既設管路に適用する。

3 使用材

(1) 材質

(ア) 標識シートは、高密度ポリエチレンクロスに低密度ポリエチレンをラミネートしたもので耐薬品製にすぐれ、バクテリア等により腐食することがないものとする。

(イ) 標識シートは、2倍に折り込み、布設時に折り込み部が剥れないように固定したものであること。

(ウ) 標識シートには、使用上有害なキズ、やぶれ等があってはならない。

(2) 寸法および地色

(ア) 標識シートの寸法は、幅150(+10, -0)mm、厚0.15mm、長50m/巻とする。

(イ) 標識シートの地色は、青色とする。

4 標識シートの布設方法

(1) 標識シートは、布設された管路等の中心に沿って管軸方向に布設する。埋設深度は、埋戻し砂と切込砕石の間とする。

(2) 標識シートは、下方の埋戻し砂を十分締固め平坦に均してから、その上に布設する。

(3) 作業の都合等で標識シートを継ぎ合わせる場合の重ね合わせは1mとする。

(4) 配列方法は、下記とする。

管径	φ 250mm以下	1列配列
管径	φ 300～φ 600mm	2列配列
管径	φ 700mm以上	4列配列

附 則

1 この要領は、昭和57年 4月 1日から施行する。

2 昭和63年 7月 1日一部改正する。

3 平成10年 4月 1日一部改正する。